

# 東京入国管理局 收容場警備執務細則

## 東京入国管理局収容場警備執務細則（目次）

第1章	総則	
第1条	趣旨	1
第2条	看守責任者及び副看守責任者	1
第3条	看守勤務者の編成	2
第4条	非常設備	2
第5条	施設の点検	2
第2章	収容	
第6条	収容区分	2
第3章	看守	
第7条	看守勤務者の責務	3
第8条	看守勤務者の勤務体制及び職務	3
第9条	動しよう	4
第10条	勤務の交替	4
第11条	かぎの保管	4
第12条	人員点呼	5
第13条	収容場及び居室の出入口扉の施錠	5
第4章	保安	
第14条	保安計画	5
第15条	検査	5
附則		6

## 東京入国管理局収容場警備執務細則

一部改正 平成14年 4月 1日訓令第3号  
(平成14年 4月 1日施行)  
平成14年11月 7日訓令第4号  
(平成14年11月 9日施行)  
平成15年 3月 3日訓令第1号  
(平成15年 2月 2日施行)  
平成15年 9月17日訓令第5号  
(平成15年 9月17日施行)  
平成18年 3月30日訓令第2号  
(平成18年 4月 1日施行)  
平成18年 7月31日訓令第5号  
(平成18年 8月 1日施行)  
平成21年 3月31日訓令第3号  
(平成21年 4月 1日施行)  
平成21年 5月29日訓令第5号  
(平成21年 6月 1日施行)  
平成22年 7月16日訓令第7号  
(平成21年 7月16日施行)  
平成22年10月21日訓令第9号  
(平成22年10月21日施行)  
平成29年4月26日訓令第6号  
(平成29年5月1日施行)

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、法務省設置法（平成11年法律第93号）及び地方入国管理局組織規則（平成13年法務省令第13号）に基づき、東京入国管理局収容場（成田空港支局、羽田空港支局及び横浜支局の収容場を含む。以下同じ。）の警備の執務に必要な事項を定めるものとする。

(看守責任者及び副看守責任者)

第2条 看守勤務の入国警備官の長（以下「看守責任者」という。）は、男子区処遇担当及び女子区処遇担当の各統括入国警備官（成田空港支局及び横浜支局にあつては処遇担当の統括入国警備官、羽田空港支局にあつては警務・調査活動・処遇・執行担当の統括入国警備官。以下「処遇担当統括」という。）の指揮監督の下に、看守勤務の入国警備官（以下「看守勤務者」という。）を指揮監督し、被収容者の処遇及び収容場の秩序維持についてその責に任ずるものとする。



居室を指定して収容するものとする。ただし、局長は、収容場の保安上又は衛生上必要があるときは、  
を  
を変更することができる。

### 第3章 看守

(看守勤務者の責務)

第7条 看守勤務者は、看守責任者及び副看守責任者（以下「看守責任者等」という。）の指揮監督に従わなければならない。

2 看守勤務者は、収容場の警備において、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容場の施設について、破損、故障等の異状を発見したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに看守責任者等に報告すること。
- (2) 処遇部門の首席入国警備官（羽田空港支局にあつては警備部門の首席入国警備官、横浜支局にあつては処遇・執行部門の首席入国警備官。以下「処遇部門首席」という。）の許可なく、収容場に看守責任者及び巡視を行う監督者以外の者を立ち入らせないこと。
- (3) 被収容者の居室に入るときは、看守責任者等に報告の上、他の看守勤務者の立会いの下に入室すること。
- (4) 被収容者の処遇上又は被収容者の退去強制手続上参考となる事項を認知し、又は資料を得たときは、直ちに看守責任者等に報告すること。

(看守勤務者の勤務体制及び職務)

第8条 看守勤務者の勤務体制は、  
見張り、動しよう及び休憩を行うものとする。

2 見張り勤務者は、警備配置図（別表第5、第6、第7、第8）に示す  
随時収容場内を動しようして次の職務を行うものとする。ただし、動しよう勤務員を配置しない場合は、その職務を兼ねるものとする。

- (1) 被収容者の動静監視
- (2) 収容場に入出入りする人及び物品の点検確認
- (3) 異状発見の際における動しよう勤務者に対する連絡及び看守責任者等への報告
- (4) 看守勤務日誌（処遇規則別記第2号様式）の記載
- (5) 巡視を受けたときの監督者に対する報告

3 動しよう勤務者は、  
として次の職務を行うものと

する。

- ・ (1) 収容場内外の動しよう
  - (2) 警備官室出入口，収容場内各居室の施錠及び解錠
  - (3) 収容場に出入りする被収容者の連行
  - (4) 被収容者の申出事項の処理
  - (5) 清掃，洗面，理髪，面会，運動及び入浴の立会
  - (6) 被収容者の人員点呼
  - (7) 見張り勤務者の職務への協力
- 4 休憩者は，次の勤務に備えて仮眠室において休養（22時から翌朝6時までは仮眠）するものとする。
- （動しよう）

第9条 見張り勤務者及び動しよう勤務者は，

に当たらなければならない。

2 動しようは，

処遇部門首席が定めるものとする。

3 見張り勤務者及び動しよう勤務者は，動しようを実施したときは，その結果を看守勤務日誌に記載しなければならない。

（勤務の交替）

第10条 見張り勤務者は，勤務を交替するときは，収容人員その他看守勤務に必要な事項の引継ぎを確実に行うとともに，交替の前後に看守責任者等に報告しなければならない。

2 看守責任者等は，自ら又は看守勤務者全員が勤務を交替するときは，引継ぎ事項の要旨を引継簿（第3号様式）に記載しなければならない。

3 看守勤務者は，第8条に規定する職務以外で定位置を離れるときは，看守責任者等の許可を受けなければならない。この場合において，見張り勤務者及び動しよう勤務者は，勤務を交替するときは，第1項に準じて引継ぎを行うものとする。

（かぎの保管）

第11条 処遇担当統括は，  
場  
合を除き，それぞれの担当する収容場及び居室の出入口扉のかぎを

■■■■の指定場所に保管しなければならない。

(人員点呼)

第12条 看守責任者等は、次の要領により被収容者の人員点呼を実施するものとする。

(1) ■■■■

(2) ■■■■

2 看守責任者等は、点呼終了後、速やかに処遇担当統括に対し、異常の有無を報告するとともに、見張り勤務者に対してその概要を知らせなければならない。

3 処遇担当統括は、随時人員点呼に立会い、指導監督に当たらなければならない。

(収容場及び居室の出入口扉の施錠)

第13条 看守責任者等は、開放処遇を行うなど処遇部門首席が必要と認めて指示した場合を除き、収容場及び各居室の出入口扉を施錠しておかななければならない。

#### 第4章 保安

(保安計画)

第14条 処遇部門首席は、処遇規則第16条に規定する保安計画を策定し、局長の決裁を受けるものとする。

2 処遇部門首席は、前項の保安計画に定める事項について、年2回以上訓練を実施し、その結果を局長に報告するものとする。

(検査)

第15条 処遇担当統括は、収容場の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被収容者の身体、所持品及び衣類の検査を実施するものとする。

2 処遇担当統括は、■■■■居室及び附属施設の検査を実施しなければならない。

3 前2項の検査に当たっては、被収容者に対し、検査を実施する旨を告げて着手するものとする。

4 処遇担当統括は、検査の結果、収容場の保安上又は衛生上支障があると認められる物品等を発見したときは、所有者を確認した上、速や

かに所定の領置手続を執らなければならない。ただし、東京入国管理局にあっては、当該物品等を入出所・面会・翻訳担当統括（成田空港支局にあっては入出所担当の統括入国警備官，横浜支局にあっては処遇・執行企画担当の統括入国警備官。以下「管理担当統括」という。）に引き継ぐものとする。

- 5 管理担当統括は、前項ただし書きによる引き継ぎを受けたときは、直ちに所定の領置手続を執らなければならない。
- 6 処遇担当統括は、検査を実施したときは、その結果を局長に報告するとともに、看守勤務日誌に記載しなければならない。

附 則（平成13年1月6日訓令第3号）

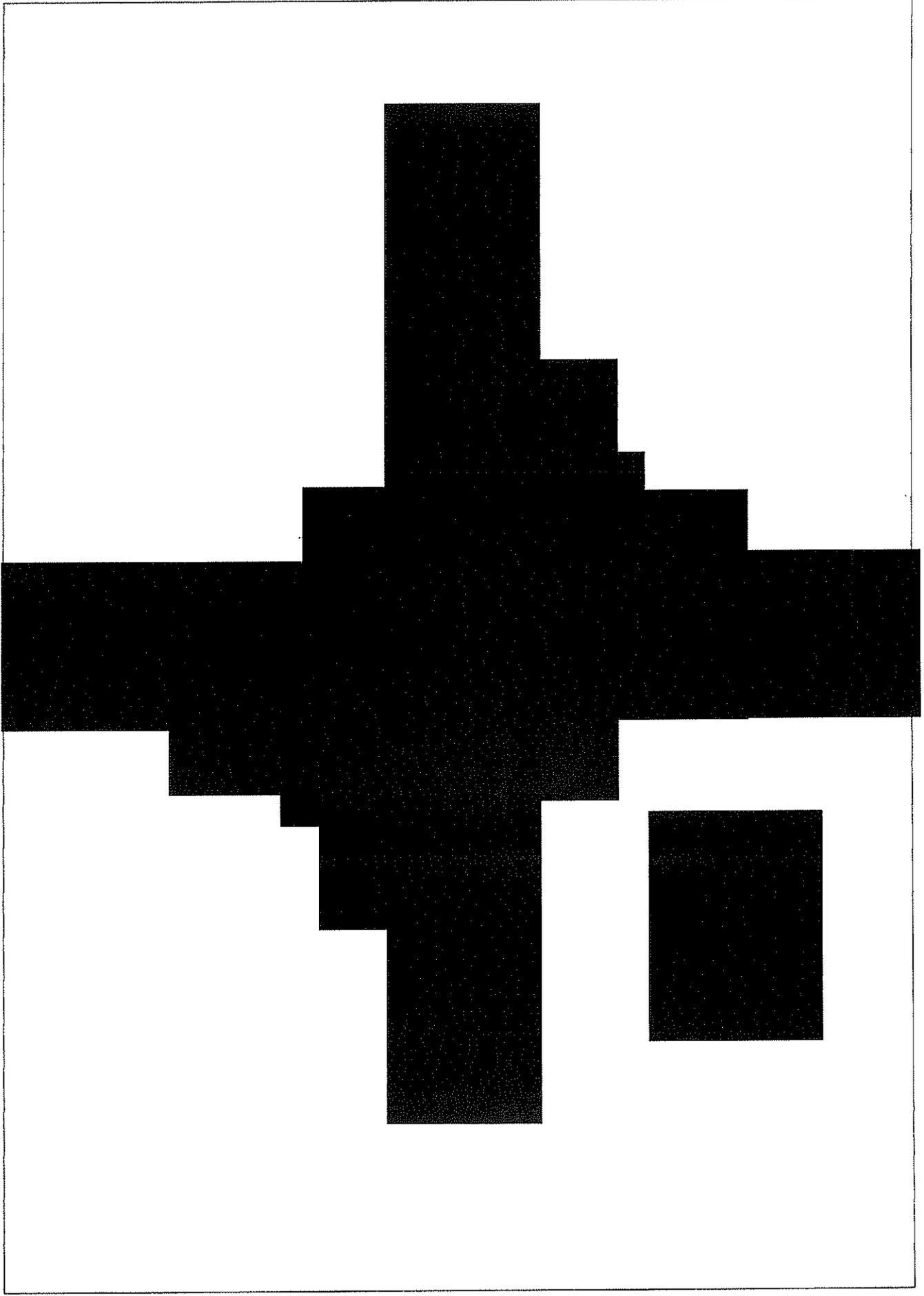
この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

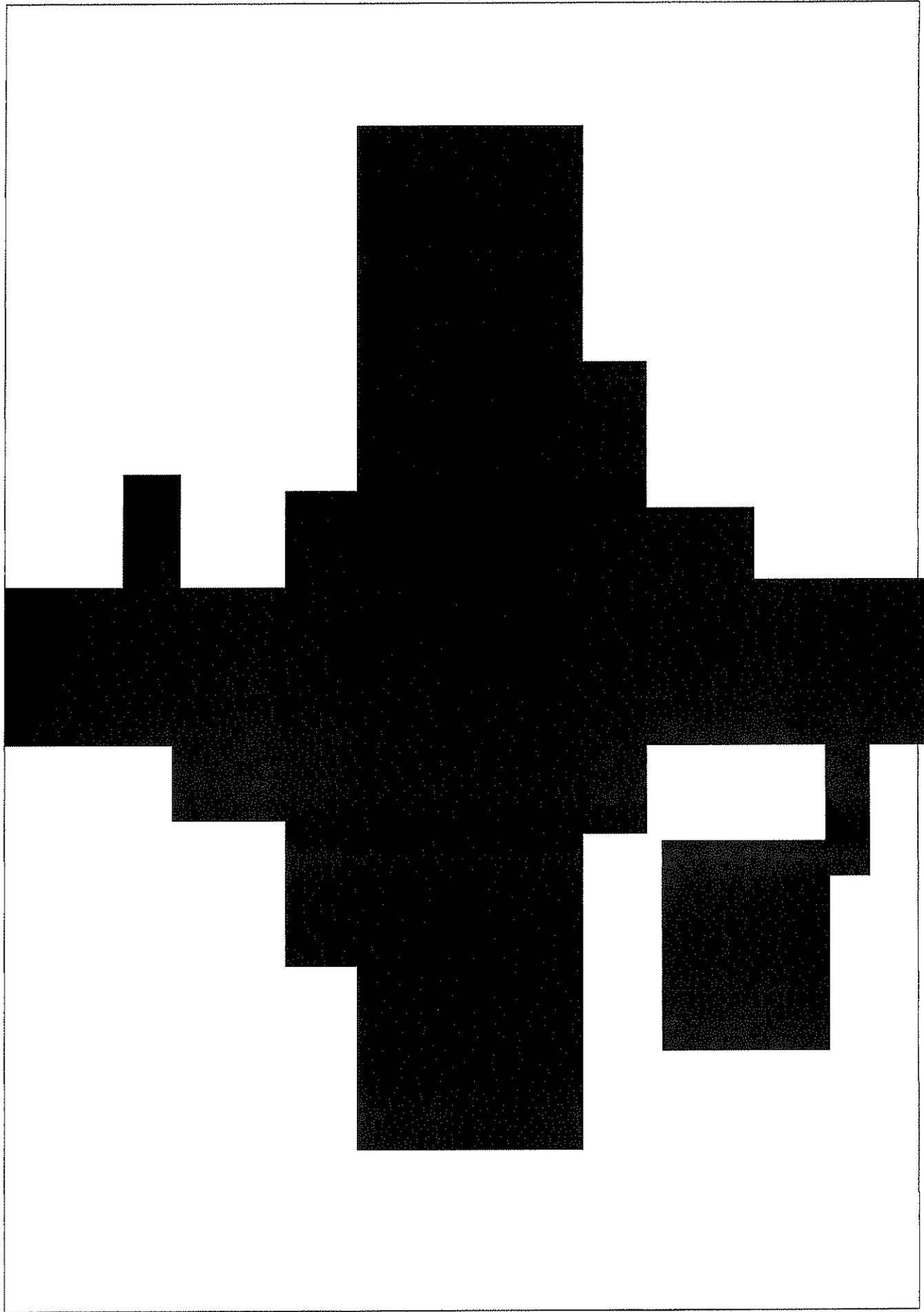
附 則（平成22年10月21日訓令第9号）

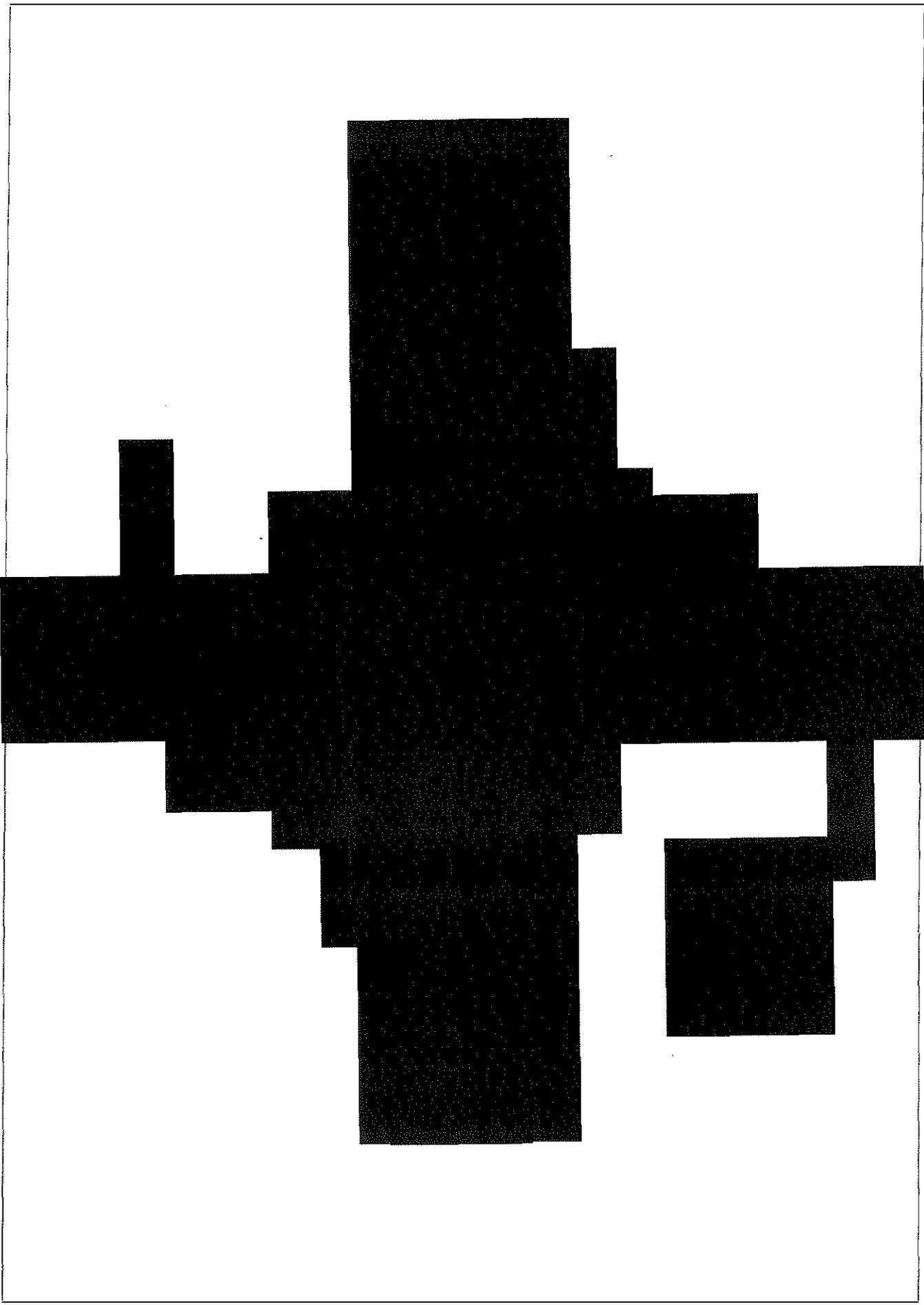
この訓令は、平成22年10月21日から施行する。

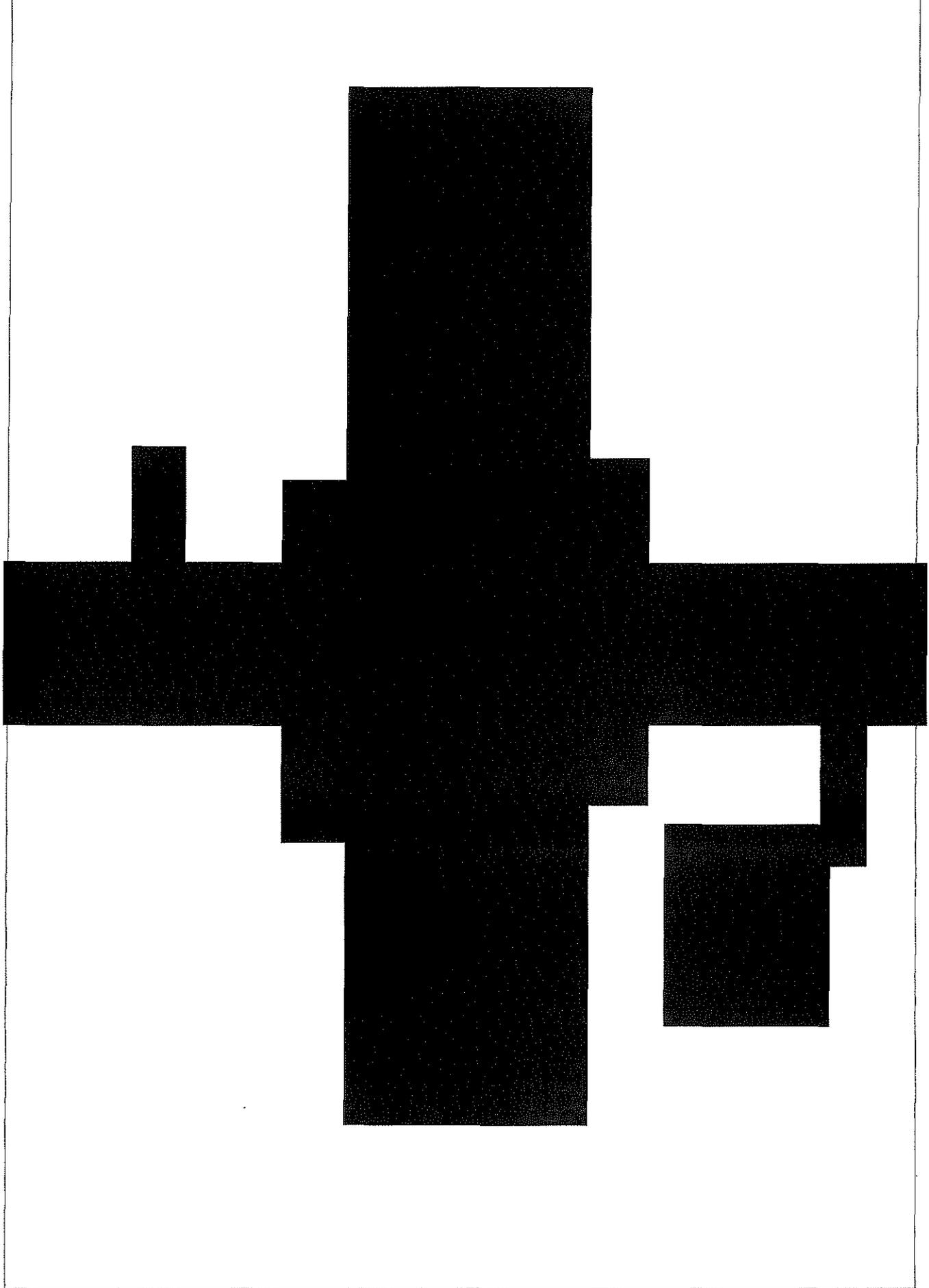
附 則（平成29年4月26日訓令第6号）

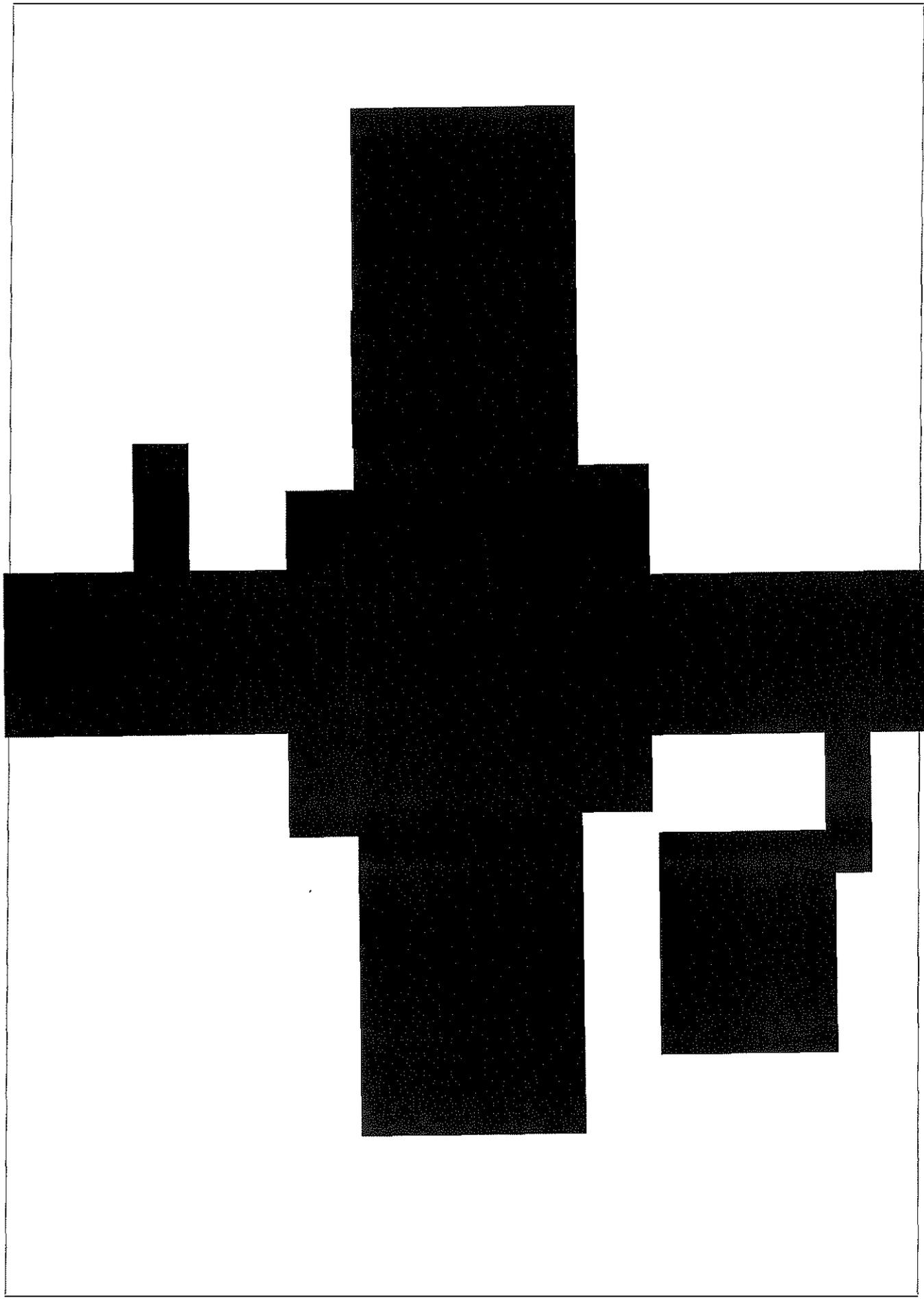
この訓令は、平成29年5月1日から施行する。

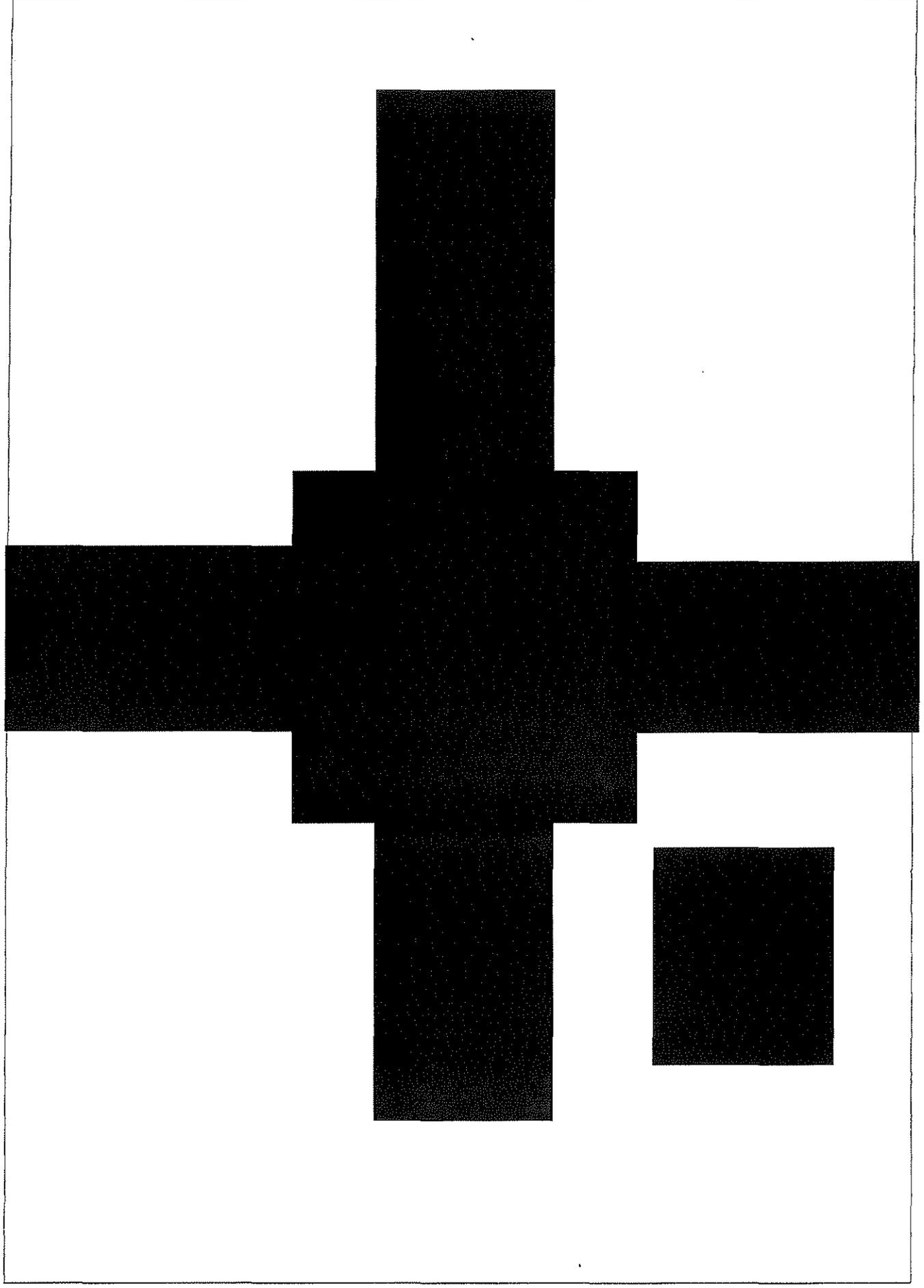


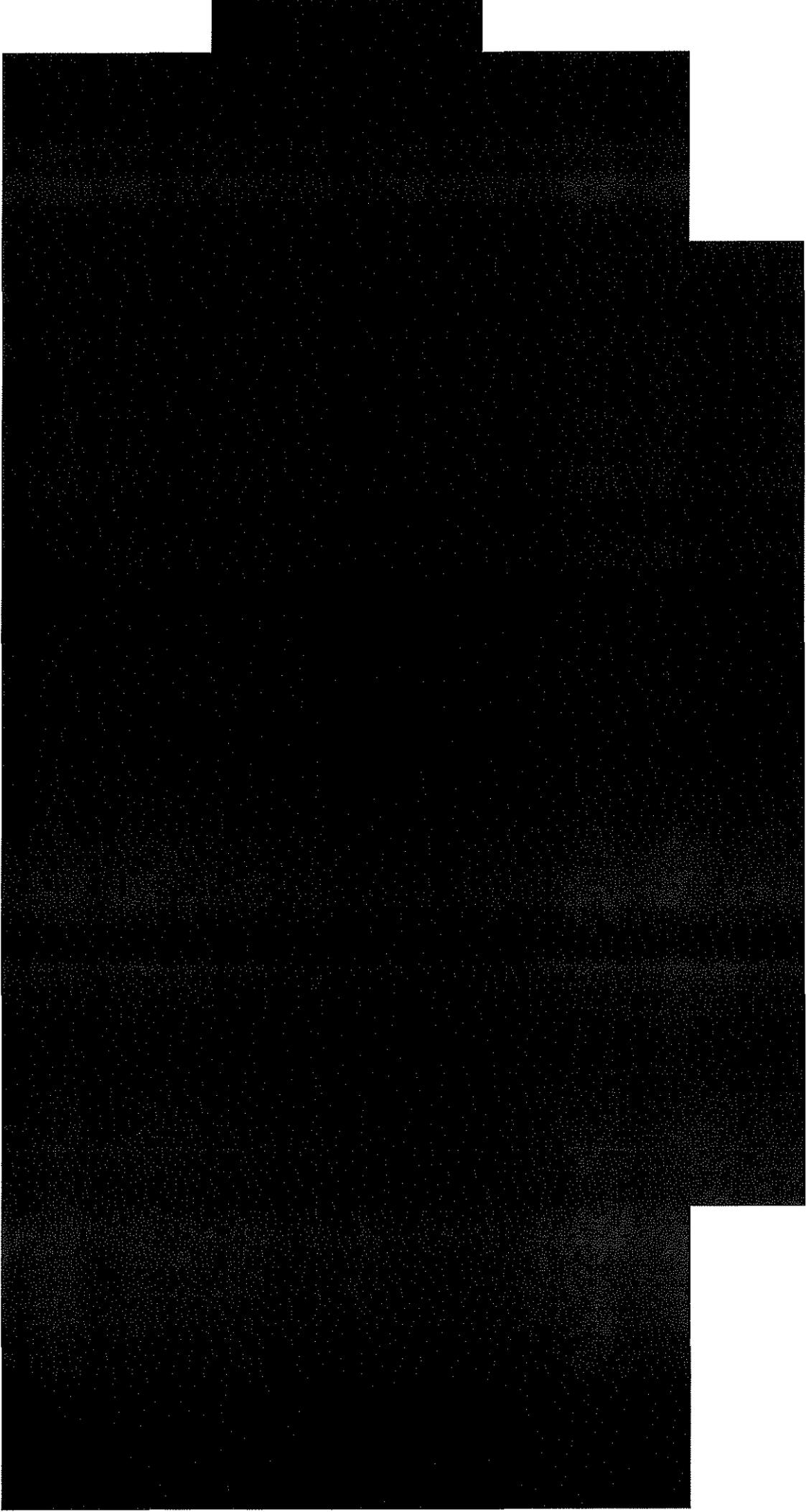




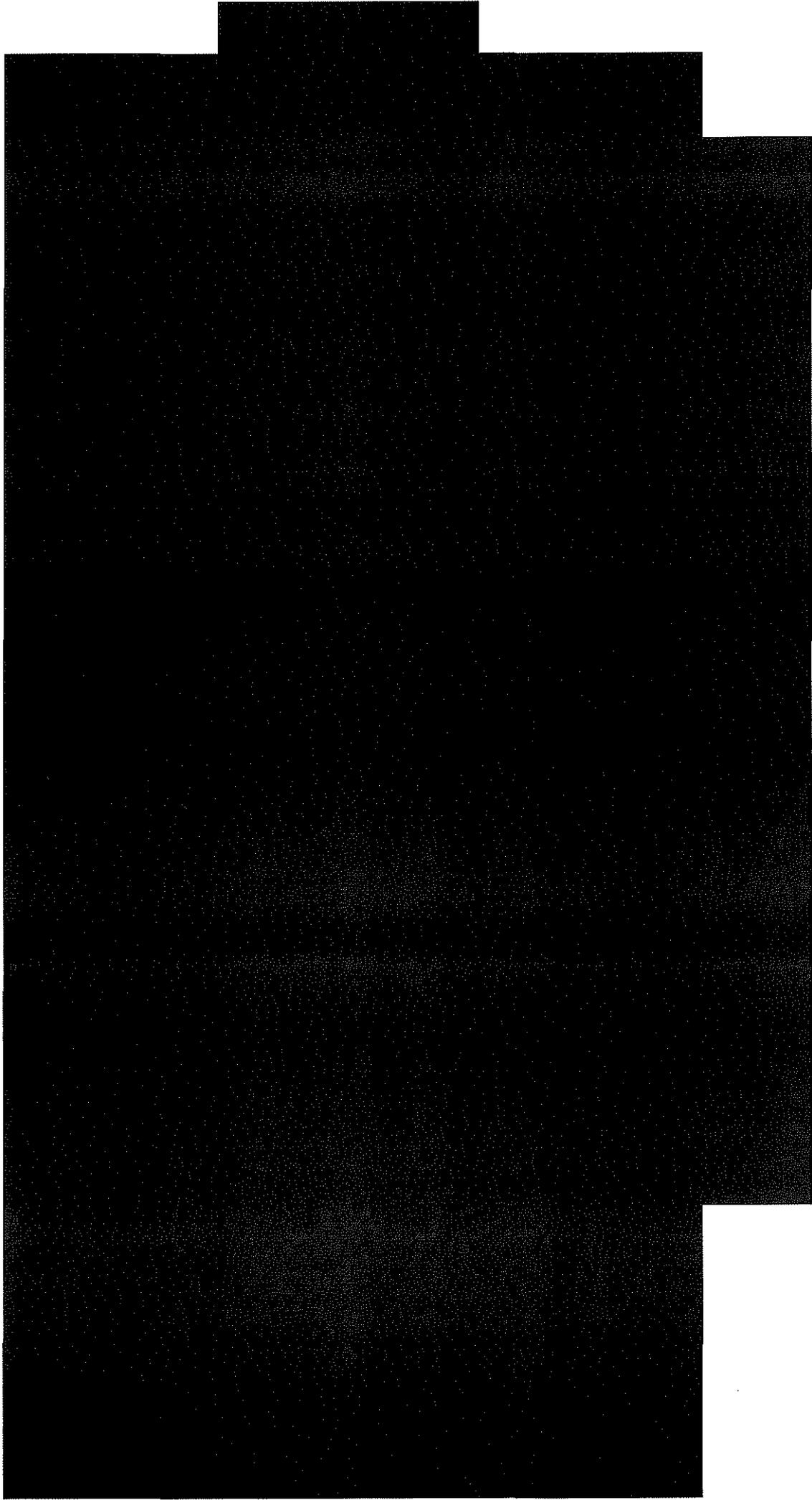




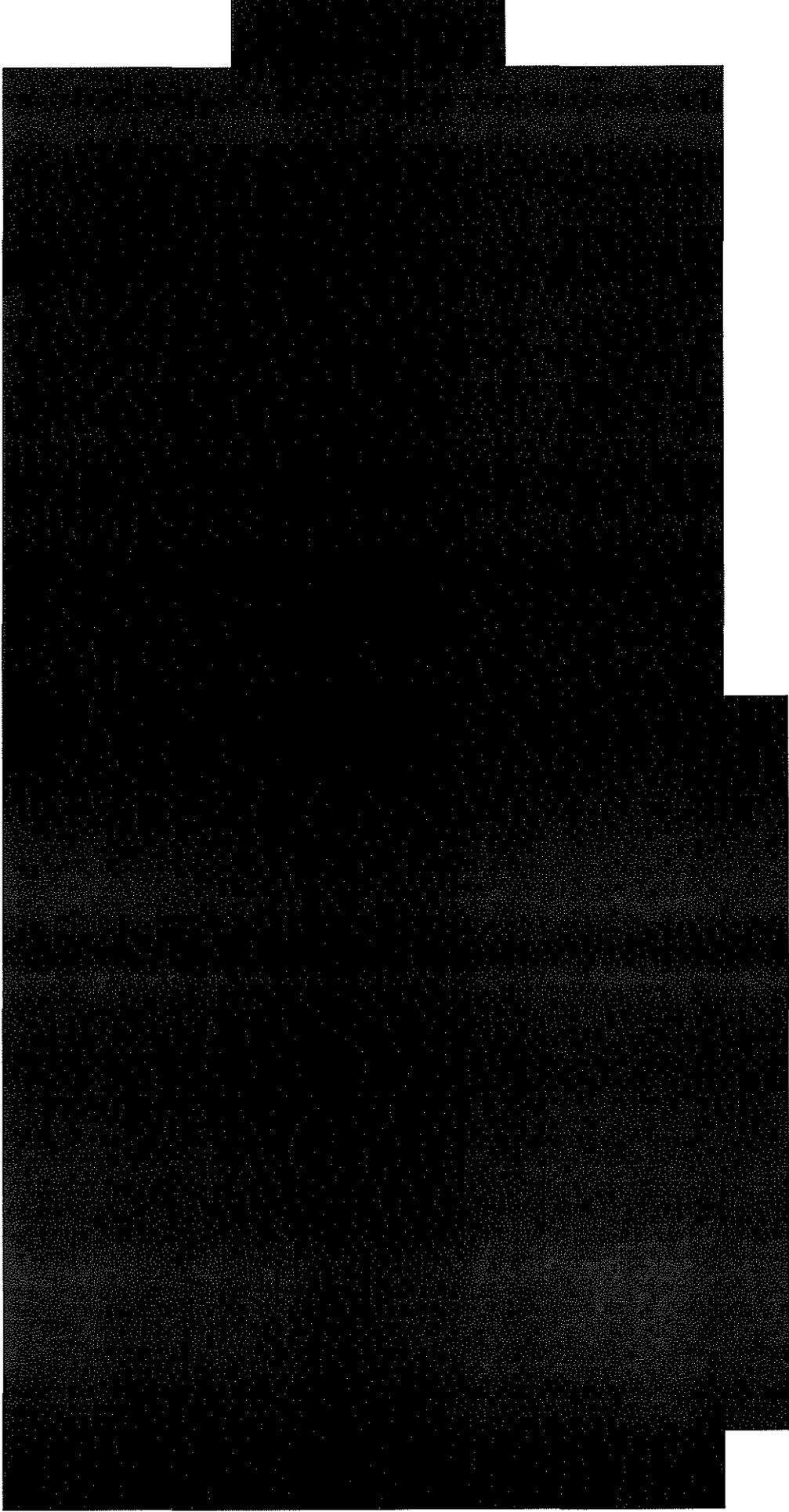




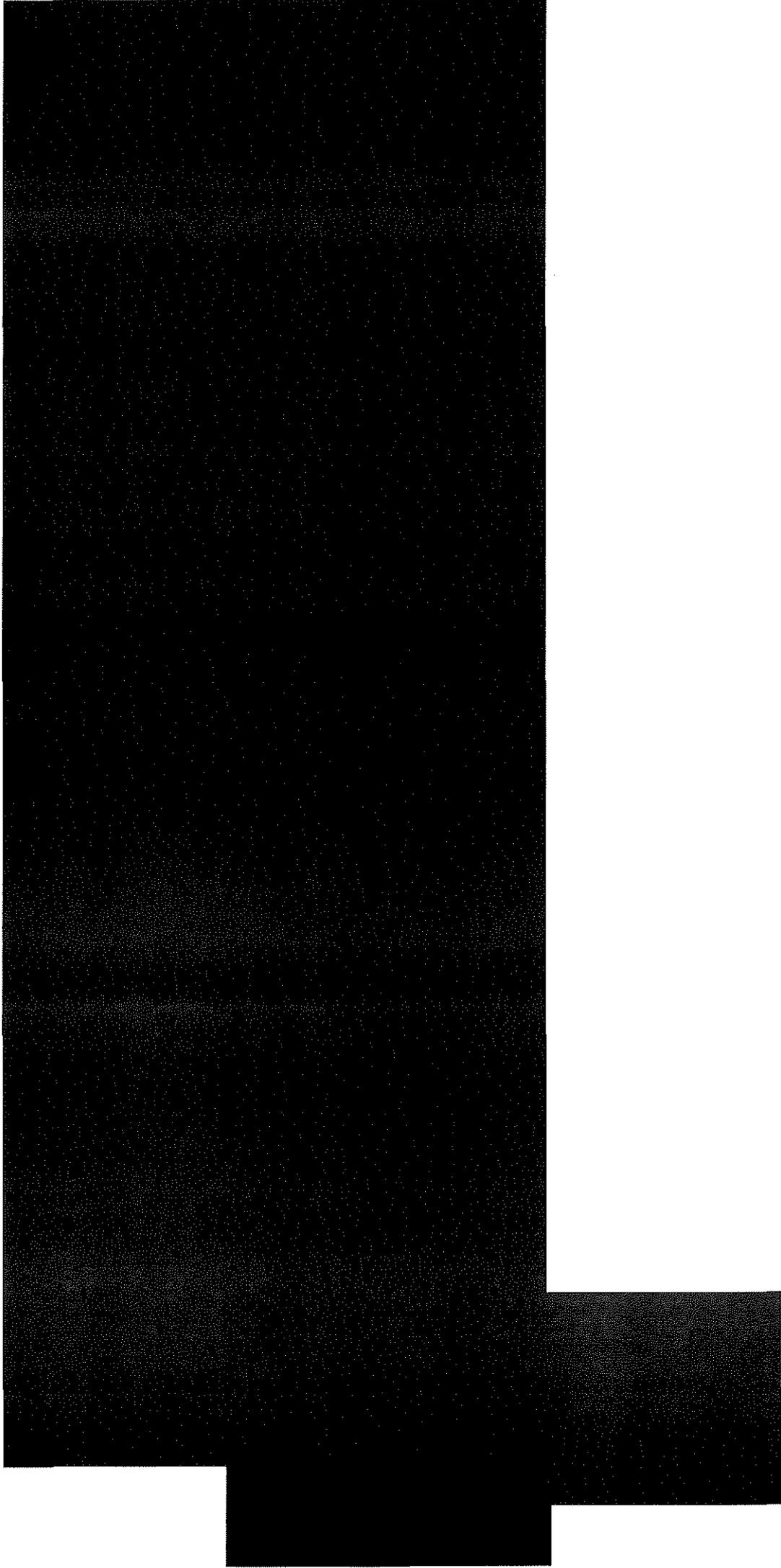
成田空港支局非常設備位置図

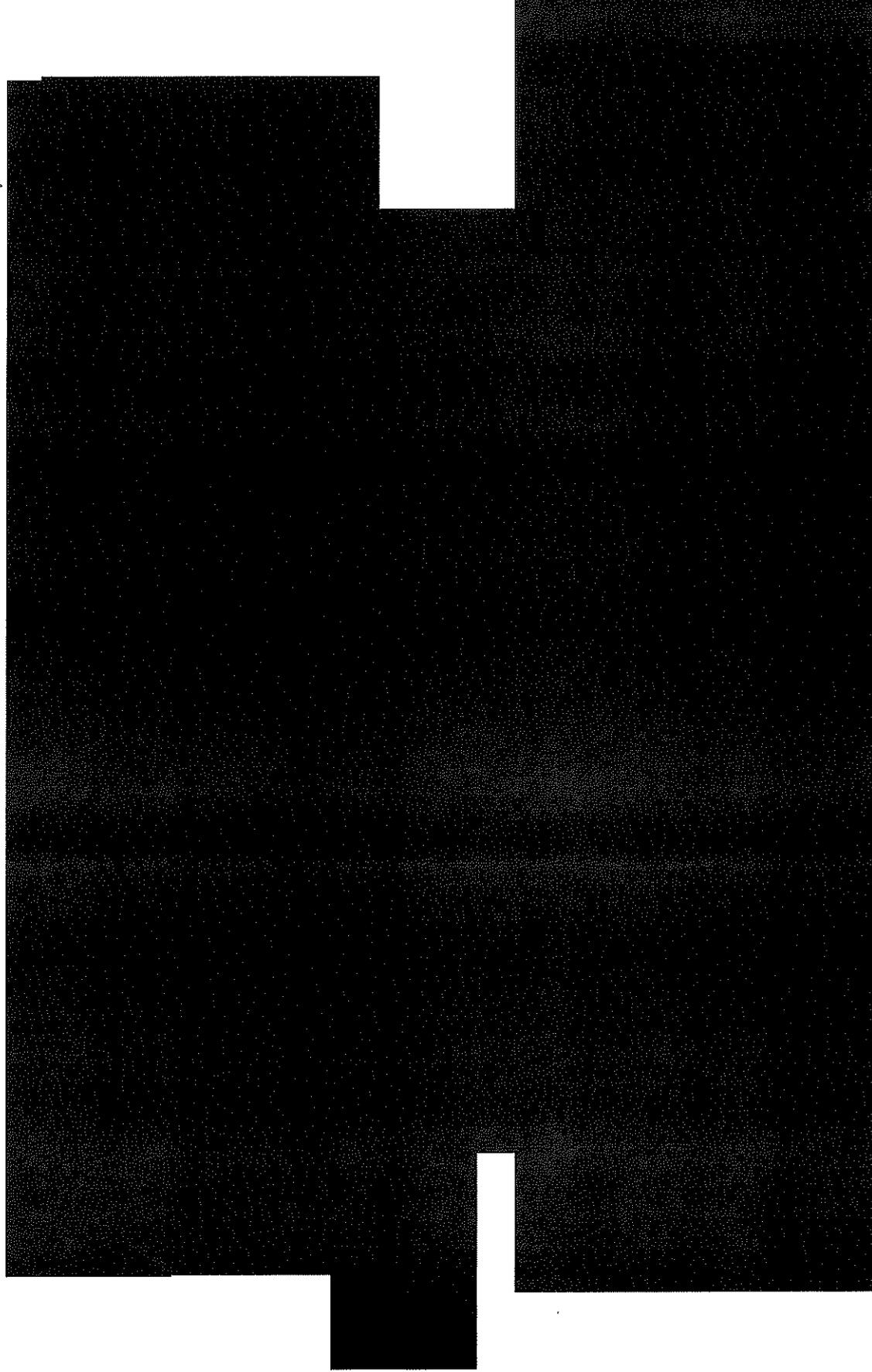


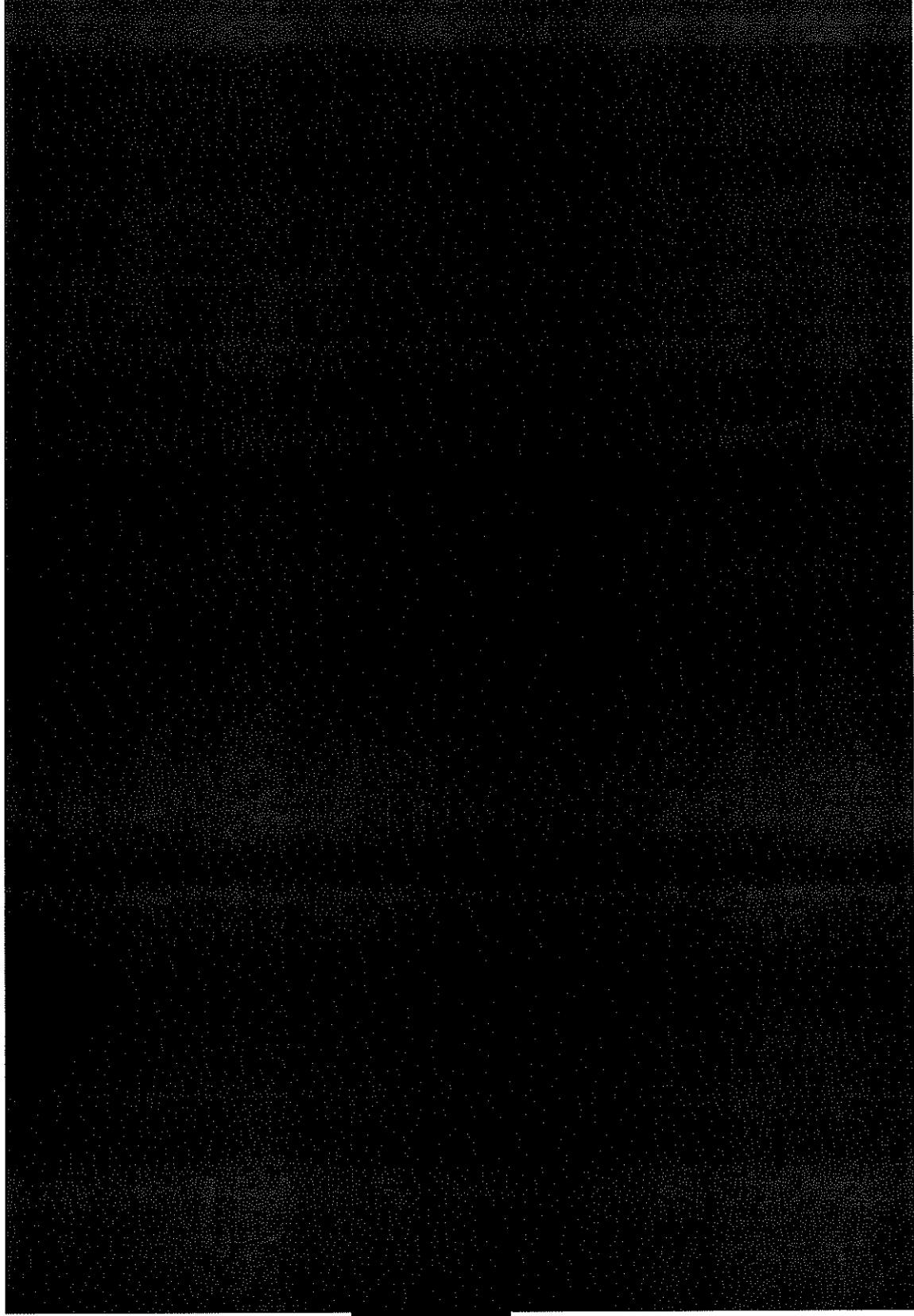
成田空港支局非常設備位置図

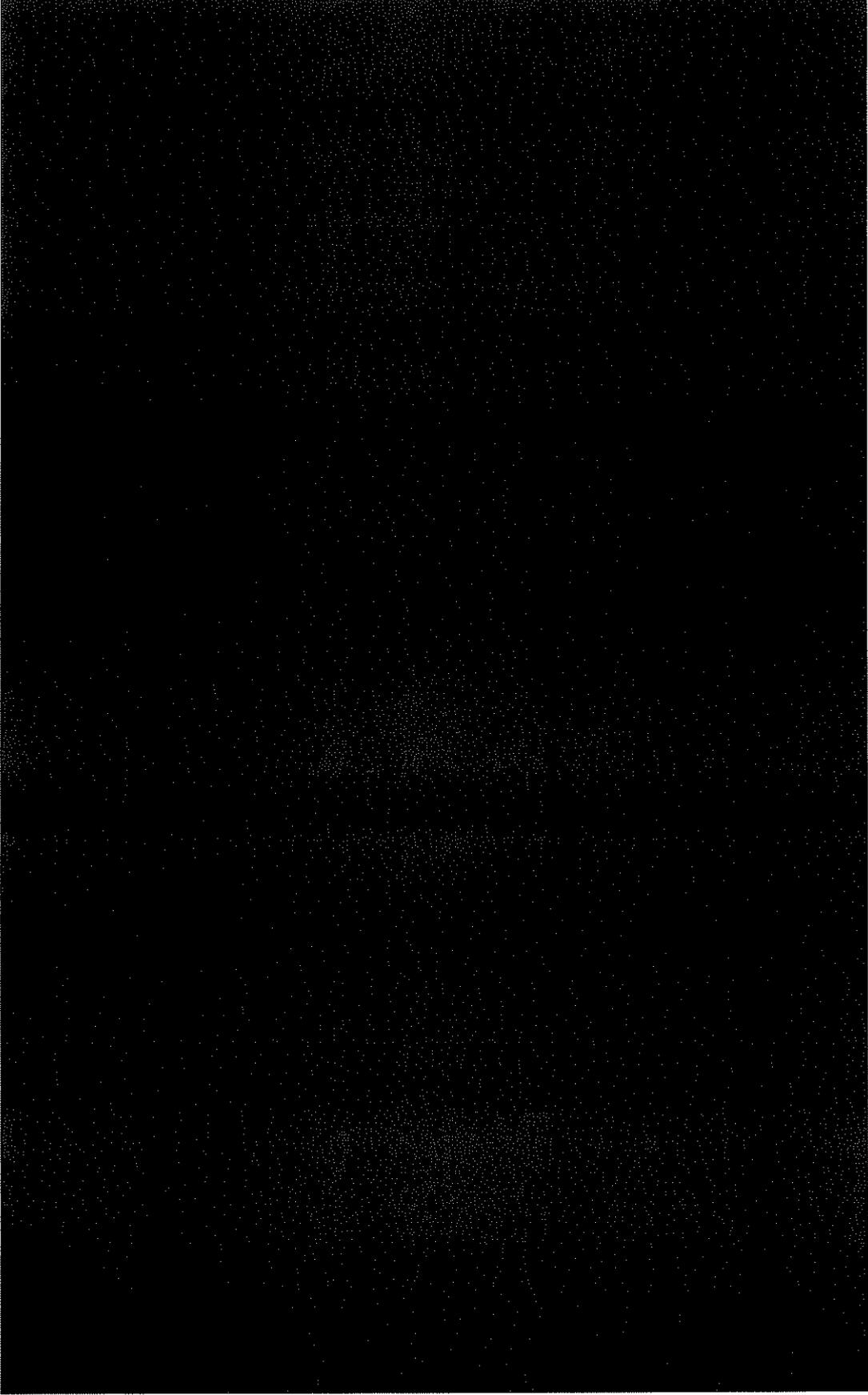


羽田空港支局非常設備位置図

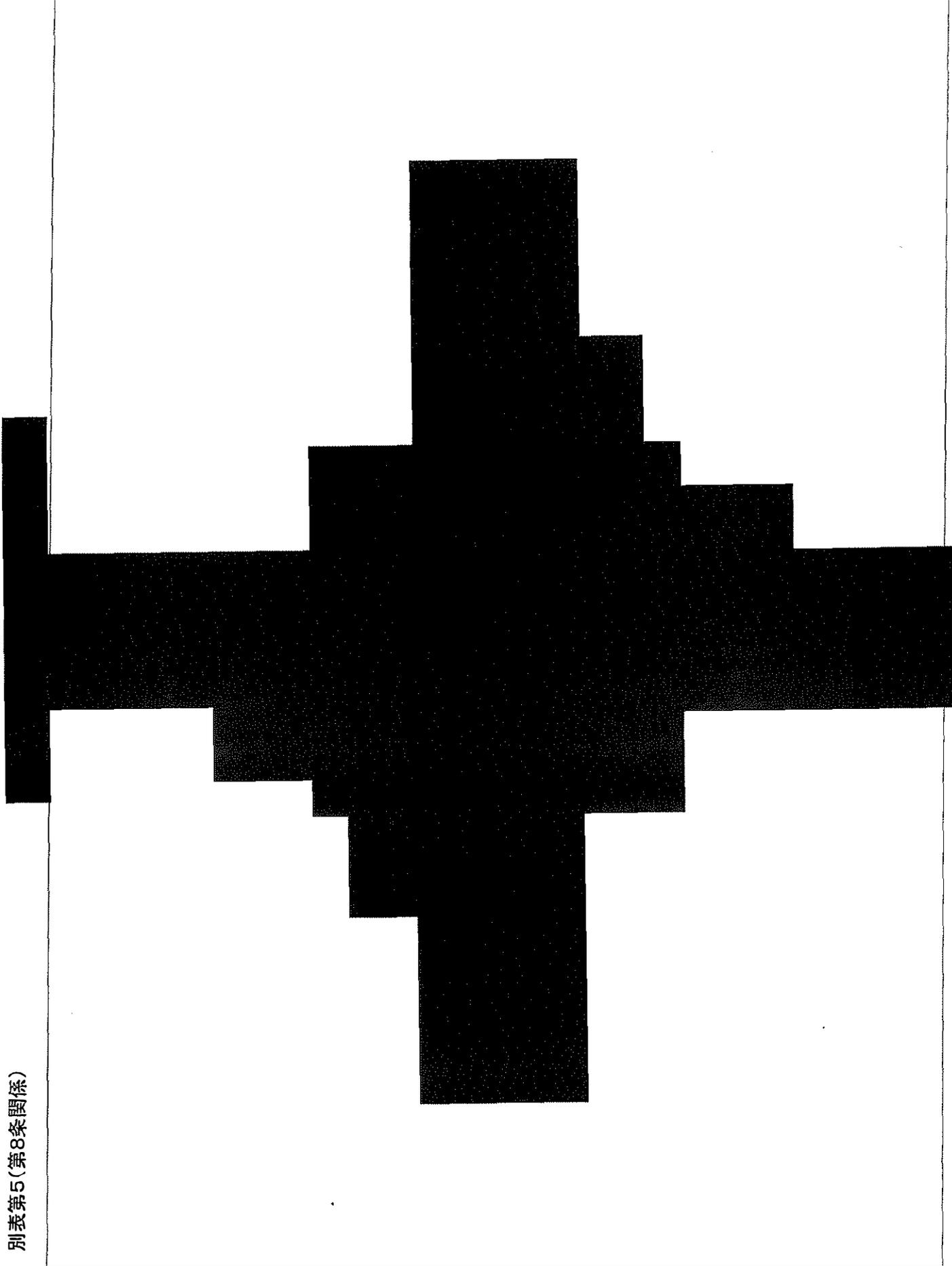








別表第5(第8条関係)

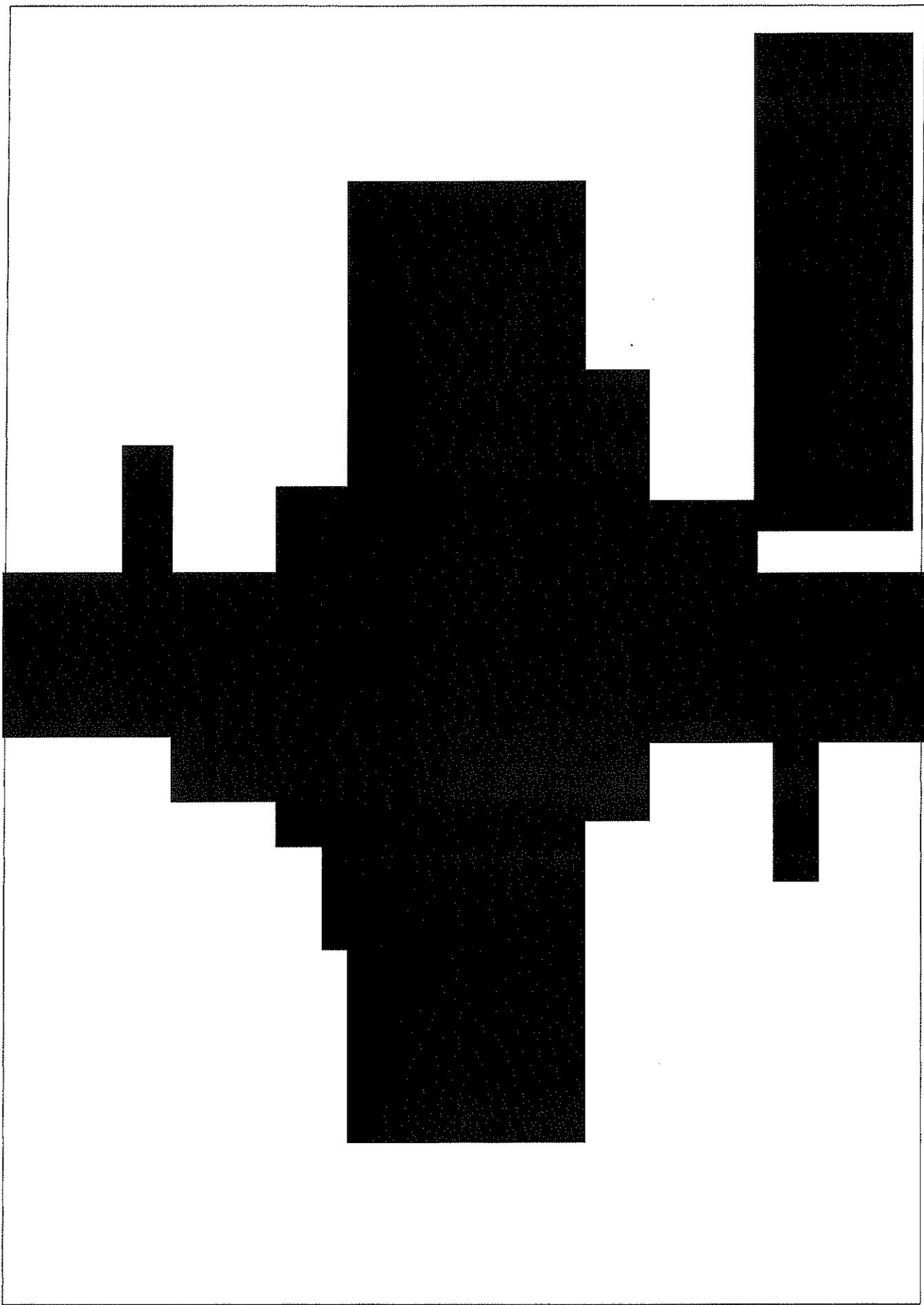


The table content is completely obscured by a large black redaction. No data or text is visible within the table's boundaries.

別表第5(第8条関係)

The table content is almost entirely obscured by large black redaction blocks. Only a few small white rectangular areas are visible within the table's grid, indicating that the data has been completely hidden.

別表第5(第8条関係)

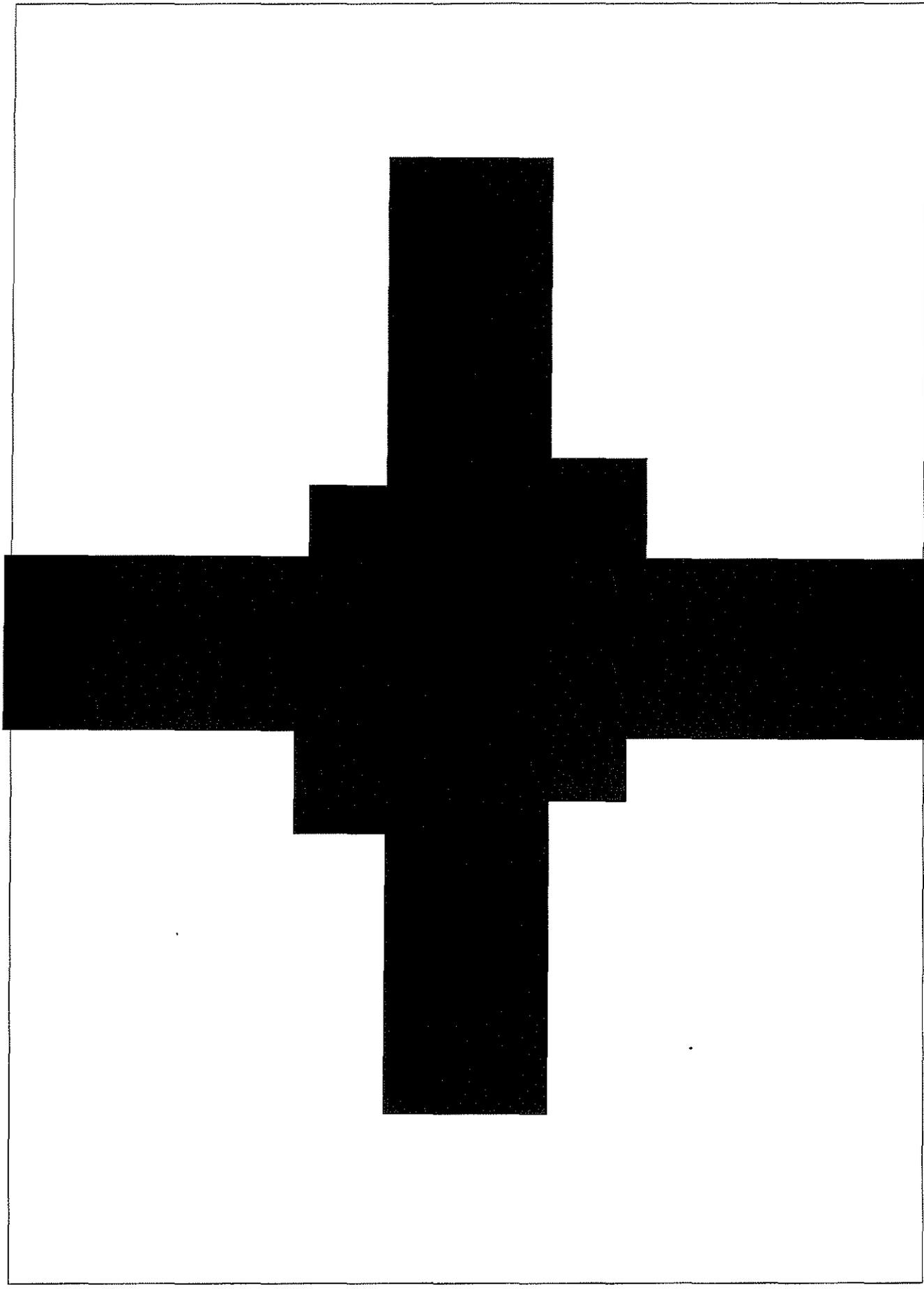


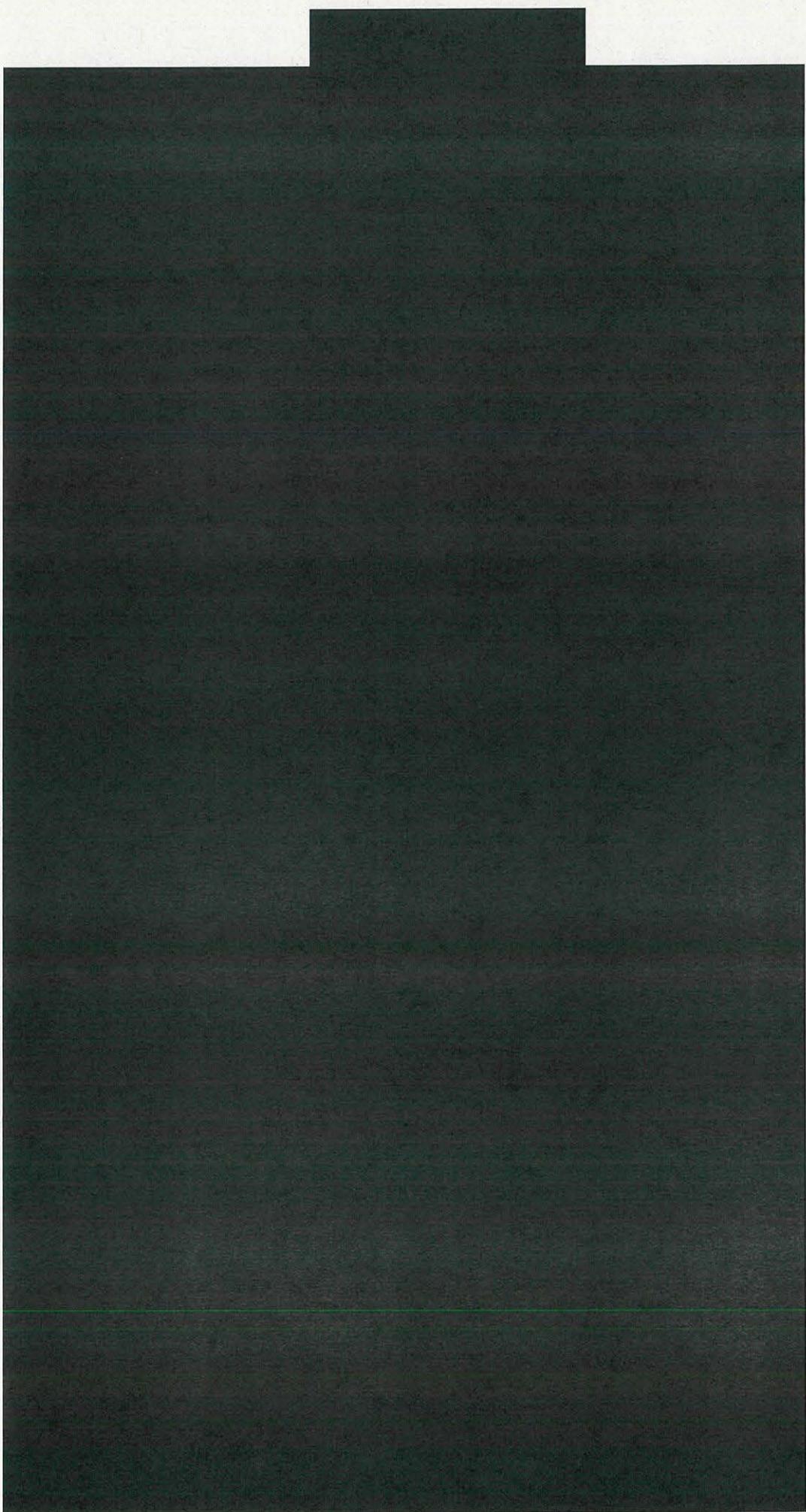
別表第5(第8条関係)

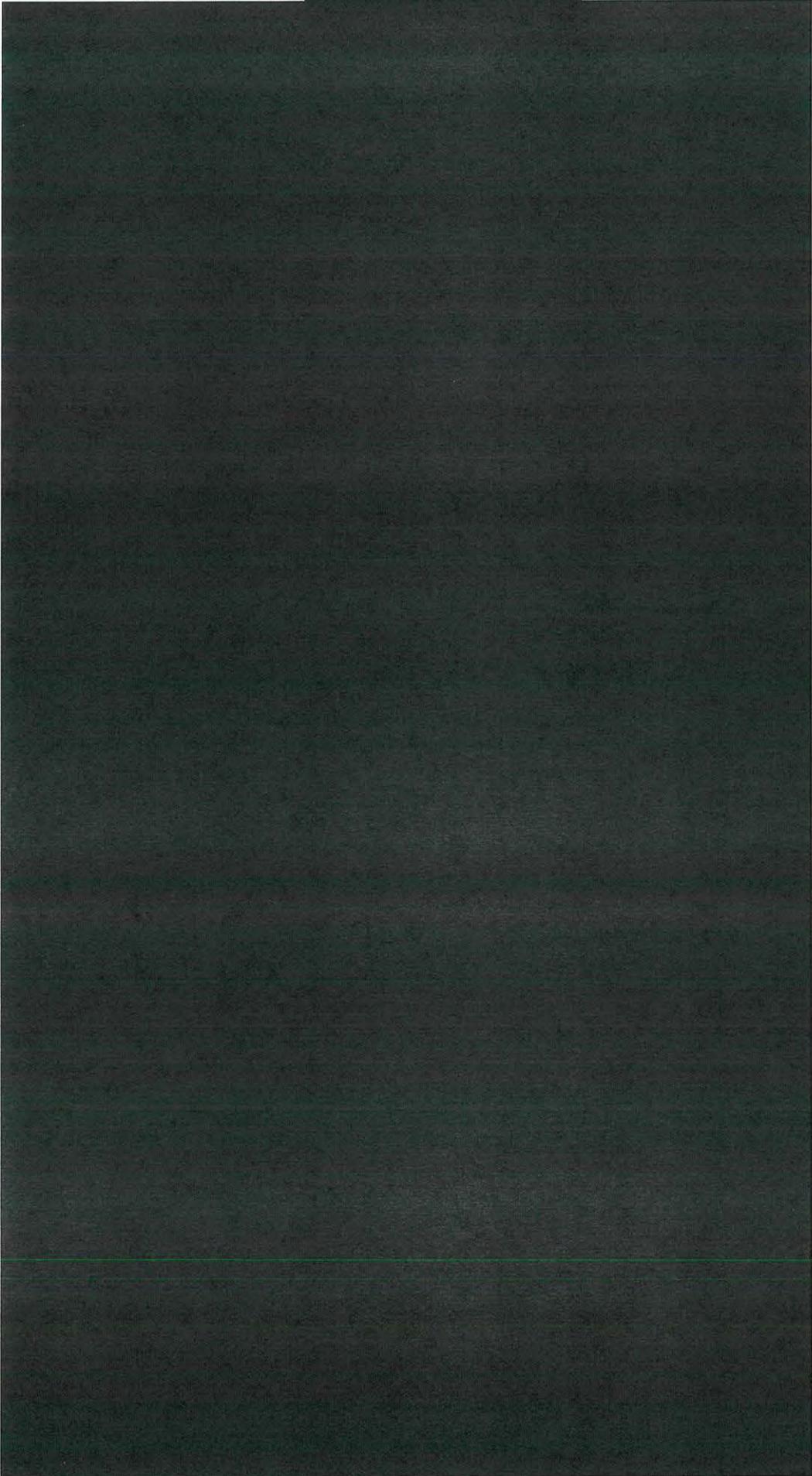
The table content is almost entirely obscured by black redaction boxes. Only a few small rectangular areas are visible, suggesting the presence of text or data that has been completely hidden.

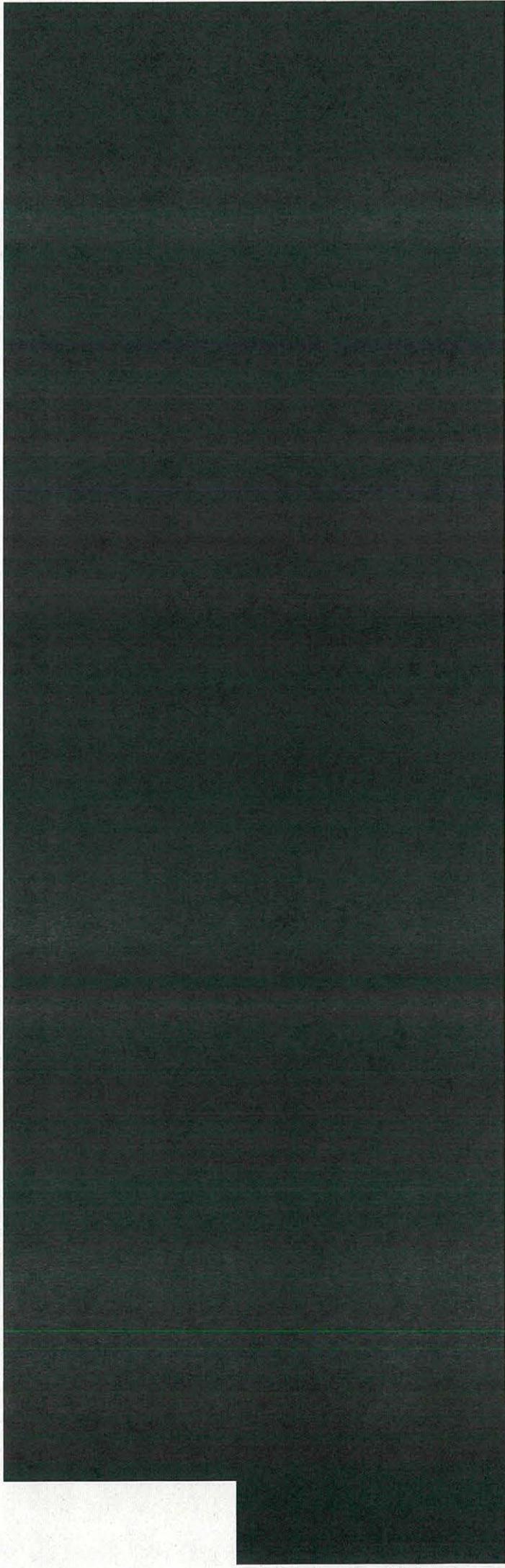
別表第5(第8条関係)

The table content is almost entirely obscured by large black redaction blocks. Only a few small white rectangular areas are visible, suggesting the presence of text that has been completely covered.









別表第8(第8条関係)

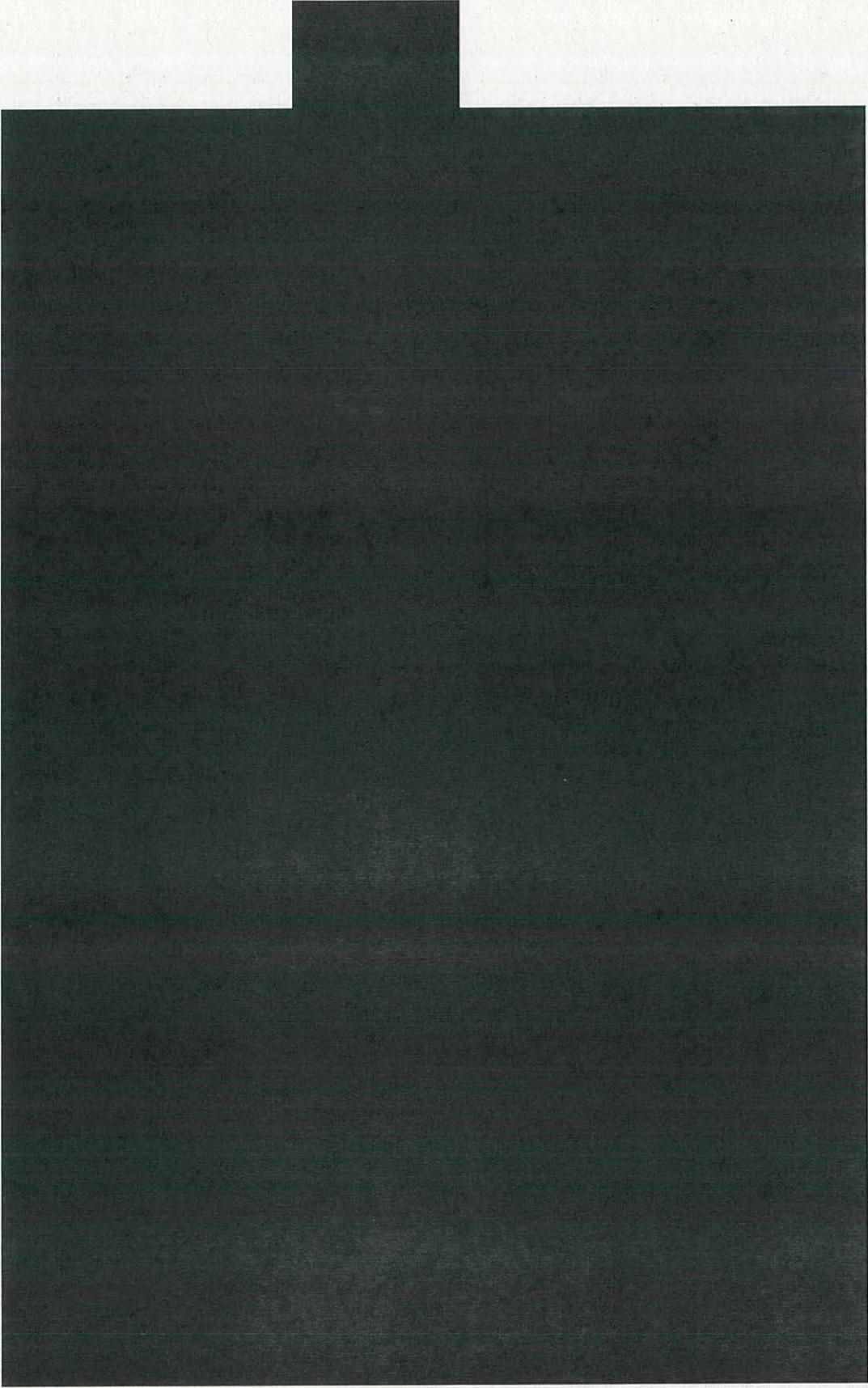
[Redacted]

The main body of the page is almost entirely obscured by a large black redaction box. Only a few small white rectangular areas are visible, which appear to be cutouts or gaps in the redaction. These gaps are located at the top left, top center, and bottom center of the page.

[Redacted]

別表第8(第8条関係)

[Redacted]







第3号様式 (第10条関係)

処遇担当統括

引 継 簿

月 日 曜日	
申 送 者	看 守 責 任 者
申 受 者	看 守 責 任 者
引 継 事 項	